

平成 23 年度南丹市地域福祉計画推進委員会
議事録

開催日時	平成 23 年 11 月 18 日（金） 午後 2 時 30 分～午後 4 時 35 分
開催場所	南丹市役所 2 号庁舎 301 会議室
委員長	岡崎委員
出席者	岡崎委員、廣瀬委員、山口委員、長野委員、平井委員、西田委員 林克美委員、海藻委員、船越委員、下司委員、木村明美委員 樋口委員、田中委員、川勝委員、河田委員、畑中委員、益田委員 坂本委員、山内委員、林茂委員、齋藤委員、森委員
欠席者	木村茂委員、塩貝委員、武田委員
協議事項	（１）推進委員会の目的と役割について （２）「地域福祉の推進のための重点プロジェクト」に基づく行政の取り組みの進捗状況について （３）南丹市災害時要援護者避難支援プランについて （４）今後の予定について
資料	平成 23 年度南丹市地域福祉計画推進委員会 次第 推進委員会の目的と役割について……資料 1 地域福祉推進のための重点プロジェクト 行政の取り組み……資料 2 南丹市災害時要援護者避難支援プラン（抜粋版） 南丹市災害時要援護者避難支援プラン（目次構成案） 南丹市地域福祉計画 策定スケジュール（案）

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
岡崎委員長	1. 開 会 2. 委嘱状交付 3. 南丹市長あいさつ 4. 委員紹介 5. 事務局紹介 6. 委員長及び副委員長の選任について 委員長に岡崎 祐司委員、副委員長田中博委員を選出 7. 委員長あいさつ 僭越ですが、ご指名いただきましたので、委員長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。 南丹市の地域福祉計画は平成 20 年度から平成 23 年度まで経過してきました。この委員会については、この計画の点検評価といたしますか、計画を実行している中身について、委員の皆さんからご意見をいただき、点検評価をし、できれば次の見直しにつなげていけるようなご議論をお願いしたいと思っています。 この南丹市の地域福祉計画は、平成 20 年 3 月に策定いたしました。平成 19 年度から私もかかわらせていただきました。思い返しますと、合併をした直後ぐらいでございましたので、まだまだ南丹市としてのまとまりや、南丹市全体のビジョンをどうしていくかということも始まったばかりの時期でした。また、この地域福祉計画そのものも、介護保険制度のサービス基盤整備計画や障害者のプランと違い、施設を何カ所つくるか、ボランティアを何人にするかといった、数字でなかなか示すことができない部分も含んでいます。どちらかといいますと種々の活動の、あるいは施策の方向付けといいたいでしょうか、指針をどのように固めていくのかということでしたので、本当に最初から決まったものがあるわけではなく、委員会で一からワークショップをやったり、市で会議をしたりしながら手づくりで委員の皆さんでつくっていただいたと思っています。 また、策定しましたあとの推進委員会も、会議としての議論もありましたし、ワークショップ等もありまして、例えば、地域のなかで民生児童委員の皆さん方が、民生児童委員としてどのような活動をしておられるかというようなことでもご紹介いただいたり、あるいは社会福祉協議会として、計画を策定され、どのような方向で、どのような思いでそれをしていくのかということもいろいろご提示いただいたり、あるいは、その他、福祉関係のボランティア団体などが

	らご意見もいただきました。 また、この計画のなかでは十分反映されていませんでしたが、例えば、地域の人口、高齢化そのものの問題と、もう一方である出生率の低下や結婚の問題といったことも含めて、どのように地域維持をしていくのかという、大変シビアな問題提起もいただきながら委員会を進めてきたと思っています。 今回、点検評価ということですので、ひと通りすでに平成 20 年から平成 23 年までできていますので、ある程度着手できたもの、達成に近づいたものもあれば、計画にはあるけれども、まだまだ達成できていないものもあります。そのあたりを事務局に率直にお出しいただいて、次の課題にすべきものとか、あるいはこの計画そもそもどここのあたりによさがあり、また、問題もあったのかも率直に議論できればと思っています。 最初この計画をつくったときには、社会福祉協議会の活動計画を策定されていませんでした。その後、この計画がつけられるのをある程度踏まえてといましようか、多少、待っていただいた部分はあろうかと思いますが、南丹市の社会福祉協議会としての大変優れた活動計画もおつくりになっておられます。そういう変化もございました。 また、最初にこの計画をつくるときに、どうも地域福祉といっても、いろいろなとらえ方があってつかみにくいということもあって、いくつか分かりやすい課題で迫っていけないかということで、防災と地域福祉とか、防災と日ごろのつながりというような切り口でということで、重点施策をわざわざ入れたということがございます。このあたりも、今日、評価すべき項目として出されるかと思いますが、その後、東北の震災もございまして、防災という問題を取りあげたという意味もあったかと思っています。 こうしたこともあり、計画後の若干の変化もふまえて、今日、この3年ぐらいのところを押さえた点検評価をしていただければと思っています。 また、先ほどお話がございましたように、次の策定もしていかなければなりませんので、そういうことにつながっていくような議論もできればと思っています。 ということで、大変限られた時間ではございますが、委員の皆さま方から種々ご意見いただきながら実りのある委員会にしたいと思っていますので、どうぞ協力のほどよろしくお願い申し上げます。
事務局	ありがとうございます。これより協議事項に入る。佐々木市長についてはここで退席させていただく。議事の進行については、岡崎委員長にお願いする。
岡崎委員長	事務局より資料の確認をいただく。 (資料確認)

岡崎委員長	それでは、協議事項（１）推進委員会の目的と役割について事務局より説明いただく。
事務局	資料１、推進委員会の目的と役割についてということで、４ページ、南丹市地域福祉計画推進委員会設置要綱という書類を付けている。第１条、南丹市地域福祉計画の推進を図るため、南丹市地域福祉計画推進委員会を設置する。第２条、推進委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。（１）南丹市地域福祉計画の進捗状況の把握。（２）南丹市地域福祉計画推進のための方策の検討に関する事。（３）南丹市地域福祉計画の見直しに関する事。（４）その他地域福祉の推進に必要な事項に関する事と定めている。 推進委員会については、これらの事項を検討いただくことが中心となる。その前の３ページに概要を載せている。特に、地域福祉計画の円滑な推進を図ることを目的としていますので、計画の進捗状況等の点検評価を行っていただくことで、今後の計画をどうしていくかということも含めて提言いただく役割を持っている。 委員の構成については、学識経験者、市民組織代表者、社会福祉関係者、警察消防関係者、行政関係職員によって構成するということで、任期については、平成 25 年 3 月 31 日までということで委嘱状を出している。 年次計画をその下書いているが、基本的には、現行の計画が平成 24 年度までとなっている。平成 25 年度から次期計画 5 年間の始まるので、今年度、来年度については、現行のいまお手元にお配りした計画の見直し、総括と併せて平成 24 年度については、あらたな計画の策定に携わっていただくというのが主な内容である。 資料１の１ページには、皆さんに検討いただく地域福祉計画とはということで概要を書いている。計画の位置付けとして、地域福祉計画は社会福祉法第 107 条に規定する市町村計画として位置付けられ、地域福祉を推進していく主役である市民や社会福祉協議会をはじめとする社会福祉関係の事業者、そして地域での取り組みや市の支援策についてまとめている。社会福祉法 107 条を簡単に要約すると以下の３点になる。１．「地域福祉計画」は、下記の３つの事項を盛り込まなければならない。①地域における福祉サービスの提供、②地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達、③地域福祉に関する活動への住民の参加の促進、を項目として挙げている。 この冊子が基本的には現行の地域福祉計画であるが、その概要版として白いパンフレットをお配りしているが、このなかに計画の要約を載せている。お読みいただき、ご理解いただきたい。 ４ページ、今後の取り組みとして、計画のなかに位置付けしているものとして、１．地域福祉を推進する人づくり、２．地域で支える共存の仕組みづくり、３．地域での自立した生活を支えるための仕組みづくり、４．地域での人に優しい住みやすい環境づくりというようなものを柱にしている。６ページには重

	点プロジェクトを定めている。１．地域防災を切り口とした地域福祉活動の推進。２．ネットワークとコミュニティづくり。３．市民参加型の日常生活支援サービスによる助け合いのシステムづくり。４．地域の福祉拠点づくり、となっている。これを現行の地域福祉計画では、重点プロジェクトと位置付けて取り組みを進めているところである。具体的な内容については、総括も含めてお示しする。
岡崎委員長	推進委員会の目的と役割ということで、計画の概要を説明いただいた。いまの説明について意見、質問はあるか。 それでは、概要版６ページ、重点プロジェクトを中心に点検評価、確認を行いたい。資料２、重点プロジェクトの取り組みの内容についての平成 22 年度、平成 23 年度の状況等について事務局より説明いただきます。
事務局	資料２、４ページは概要版を一覧表に取りまとめたものである。４つの重点プロジェクトということで、１．地域防災を切り口とした地域福祉活動の推進。２．ネットワークとコミュニティづくり。３．市民参加型の日常生活支援サービスによる助け合いのシステムづくり。４．地域の福祉拠点づくり、という４つを重点として取り組みを進めている。それぞれ項目に基づいて方針と目的を掲げている。この４つの方針に基づき、市民と地域、そして行政の三つの区分分けにして、それぞれの立場で取り組みをいただきたいという目標を掲げた内容を示している。行政の取り組みについて、計画のスタートから平成 23 年度中盤までの、目標に掲げている内容についての進捗状況をまとめたものを１ページに載せている。 １ページ、重点プロジェクトの１．地域防災を切り口とした地域福祉活動の推進について、今年度、行政も重点的に取り組みを進めているが、これについては経緯から説明する。 大規模災害時には、京都府、京都市、南丹市など、公助による支援には限界がある。阪神・淡路大震災の際には、避難した大多数の方が自力、または家族、近所の住民によって救助されたということで、みずからの命はみずからが守る自助、地域が互いに助け合う共助による支援が不可欠となっている。このような状況のなかで、特に災害時の要援護者の避難支援については、自助、共助、すなわち地域の助け合いなどが非常に重要であり、地域が連携し、要援護者への迅速、的確な情報伝達体制の整備といった避難支援の仕組みづくりが大変重要となっている。 そこで南丹市では、国の災害時要援護者の避難支援ガイドラインを踏まえて、避難支援体制の整備を進めていくためには、平常時からの要援護者情報の収集、共有が不可欠であるということで、平成 20 年 9 月に要援護者台帳とマップを作成し、関係機関や団体の方へ説明をするとともに、台帳とマップの配付を行い、まずは情報の共有を図った。

	そして平成 21 年度末には、南丹市災害時要援護者支援台帳整備事業実施要綱を整備し、対象者の範囲と情報共有する関係機関の範囲を明確にし、台帳の更新と併せて、さらに支援に役立つものとするために、一覧表形式の台帳から個別ファイル形式の台帳に変更し、それぞれの要援護者の体の状態や緊急連絡先、地域支援者の名前など、より細かい情報を登録し、共有することとした。そして 23 年度には、要援護者の避難支援が適切に実施できるようにということで、支援にかかる自助、共助、公助の役割分担と支援体制など、基本的な方向性や方策を示すために、今年、避難支援プランの作成を進めている。 3. 避難訓練の実施と講演などを行う取り組みの内容については、平成 23 年 10 月 2 日に市で総合防災訓練を実施し、各区単位で避難訓練を実施し、複数の区においては、要援護者を想定した訓練と車いすや担架などを使用しての非難訓練を行った。これは総務課が主管で執り行った。 重点プロジェクト 2 つ目。ネットワークとコミュニティづくりについて、団体組織間のネットワーク化を図るように支援するという方針が立てられているが、そのなかの一つに、医療、保健、福祉ネットワーク会議ということで、通称、地域ケア会議というものを高齢福祉課の方が主管となり、毎年行っている。これは地域包括支援センターと市が中心になり、関係機関と連携しながら情報交換を行っている状況である。また、介護サービスの質と量の継承となつて、介護保険の計画策定について反映できるような協議も同時に行っている。 そして今年、あらたな事業であるが、暮らしのサポートコーディネーター設置事業ということで、これも国の交付金を使つての事業であるが、南丹地域包括支援センターを現在、日吉と園部に設置しているが、それを設置していない八木地域と美山地域にもコーディネーターを配置し、ボランティアサービスや公的なサービスなど、行政と連携を図って高齢者の生活を支援するというところで、八木と美山の社協に 1 名ずつ専門員を配置している。これも高齢福祉課が主管となる。 それから、障害者支援ネットワーク会議を行っているが、前年度に引き続き、今年度から園部地域にもあらたに会議を開催することになり、これで 4 町すべて足並みがそろったことになる。障害者の支援にかかる関係機関との情報交換や共有化をはかり、支援の課題などの協議を諮っている。ここに掲げている 4 つの事業はそれぞれ名称が違うが同じ目的を持っており、定期的に会議を開いている状況である。これは社会福祉課が主管している。 2 ページ目、生活介護支援サポーター養成事業ということで、これも昨年に引き続いて実施している。これは高齢者を地域で支える体制づくりのために、今年度は八木と美山を会場として研修会を開催し、人材育成に努めている。研修修了者には、南丹生活介護サポートクラブ会員として登録していただくということで活動支援を行っている。これも高齢福祉課が主管している。 訪問介護員養成事業は今年から始まった事業だが、介護事業所の人材不足解消と在宅介護の充実をはかって、地域で安心して生活できる体制を整備するた
--	--

	めに、訪問介護員の養成研修を受講された方には、この費用の一部を助成するといったかたちで養成支援を行っている。これも高齢福祉課が主管している。 他地域の活動事例などを広報誌やホームページなどを通じて情報提供するといった項目のなかでは、子育て情報発信事業がある。これは南丹市のホームページに子育てガイド、「のびのび南丹」の更新を行うということで、ホームページを活用したかたちでの情報発信を行っている。これは子育て支援課が主管している。 地域における小地域福祉活動の活性化に向け、活動の支援を図るという方針について、地域福祉推進事業ということで、これも以前から行っていることであるが、社協が実施主体となり、ふれあい委員と民生委員が協働し、孤立しがちな高齢者の見守り活動等への取り組みが進むなど、各地域で地域福祉を推進するネットワークができつつあるということで、これは社会福祉協議会に市として助成しているかたちで支援を行っている。これは社会福祉課が主管している。 重点プロジェクトの3つ目。市民参加型の日常生活支援サービスによる助け合いのシステムづくりということで、ボランティア活動への支援ということで、これについても、前年度は入っていなかったが、これも通年行っている事業であり、社協が主体となってボランティア交流会などを開催することにより、ボランティア活動の活性化の支援を行っている。 市民参加型の日常生活支援サービスの実施に関する先進事例などを収集し。地域での実施に向けて研究するということと、市民参加型による移送サービスの実施に向け、民間、交通機関などとの協議を行うという内容になっているが、これがなかなか市民参加型という内容にまでは到達しておらず、行政主導の事業になっている。デマンドバスの実証実験運行事業ということで、今年は日吉地域と美山地域において、高齢者の交通弱者を対象に予約制のバス運行を実施している。利用方法のPRによる周知やアンケート調査を実施しながらニーズの把握に努めて利便性の向上を図っている。 実証実験での成果に基づいて次年度以降の運行も検討しているが、来年度については、園部、八木地域での実証実験を行うという計画になっているので、行うための計画を本年度している状況である。交通対策室が主管している。 4. 地域の福祉拠点づくりという部分では、拠点となる施設を団体組織などと協議、調整し、活用するといったところでは、休園施設の検討と保健福祉センターの活用が挙げられている。休園施設の検討については、昨年から引き続き、関係団体の要望を受けて休園中の施設の具体的な活用について地元調整を現在図っている状況である。これは子育て支援課と社会福祉課で調整を進めている。 保健福祉センターの活用については、以前は、保健センターというかたちで保健師による保険事業を中心に行う施設として活用していたが、もっと幅広く利用するようということで、昨年度条例を改正し、今年はいっとく利用し
--	---

	ていただくということで、保健福祉センターと名称も変更になり、八木では NPO 法人による子育て支援事業、美山では平屋地域の地域福祉推進協議会による居場所づくり事業、日吉においては社協が行っているファミリーサポート事業を行う。それから、園部地域においては、健康教室の OB 会やその他給食サービス、家族介護教室、ヘルパー養成講座、地域福祉連携会議などの開催場所として保健センターを有効に活用している。これは保健医療課が主管している。 団体組織と連携し、イベントや講座などを開催するという内容については、子育てすこやかセンター事業ということで、これも例年行っているが、社協の登録のボランティアサークルや京都匠塾などと連携して、各種講座を開催している。併せて、子育て広場というものも開設している。これは子育て支援課が主管している。 各地区の拠点施設について周知し、利用を促進するということが、その部分については、若干弱いところがあり、実施できていない。 集落センターや公民館、隣保館などの既存施設を活用し、相談を行うという項目では、子育てすこやか相談事業ということで、八木西地区の自治振興会館、日吉の興風交流センター、美山文化ホールを活用し、子育て広場や地域サロンを開催している。これは子育て支援課が主管している。 最後になるが、これもあらたな事業として、ふれあいの居場所拠点整備事業ということで、これも国の交付金を受け、地域の空き家等を利用して、地域住民が身近に気軽なかたちで集まれる場所を設置し、高齢者の孤立や引きこもりを防止し、生きがいのある生活や介護予防の推進を図るということで、現在、日吉の胡麻の方で 1 カ所設置が決まり、今年の 12 月にオープンする予定になっている。当初、2 カ所を予定していたが、もう 1 カ所については現在調整中ということで、確定したものはないが、進めているという状況である。高齢福祉課が主管している。
岡崎委員長	資料 2 について、何に取り組んでいるのかという現状について説明いただいた。未着手のものも含まれていた。ただいまの説明についてご意見、ご質問はあるか。
船越委員	1 年限りの事業があるが、予算が 1 年しかつかないからやめてしまうのだと聞いた。このなかで単年度で終わる事業はあるか。例えば、12 月 1 日にオープンするふれあいの居場所拠点整備事業は 1 年しか予算がついていない。1 年で終わったら、いいことをやってもあまり意味がないと思う。できれば続けていただきたい。
事務局	たしかに単年の事業もある。国が補助事業を出す事業は、その補助金にあわせて展開するため、単年もしくは 2 年、3 年というかたちのものがほとんどで

	ある。単費で事業を展開することが財政的に厳しい場合は、そういったかたちをとらざるを得ないのが現状である。
事務局	1 ページ、地域包括ケア総合交付金事業、暮らしのサポートコーディネーター設置事業、2 ページ、生活介護支援サポーター養成事業、3 ページ、地域包括ケア総合交付金事業、以上3つの事業は国の交付金事業であり、継続事業ではない。ただ、交付金が終わったら事業も終わるのではなく、できるかぎり継続できるよう検討していきたいと考えている。
船越委員	せっかく始めた事業なので、できれば継続していただきたい。
岡崎委員長	地域包括ケアの交付金は、次々年度どうなるのかということはまったく分からないのか。
事務局	基本的に市町村が取り組む事業であるが、それを国としては呼び水のなかたちで下ろしているのだから、その後は単独でやってほしいということである。ただ、市町村単費はしんどいのは事実である。
岡崎委員長	市町村の事業を促進させる呼び水としてつくっているということか。
事務局	そうだ。本来は市町村がやる事業だから、あとは単費でやってほしいということである。
船越委員	継続が重要である。
岡崎委員長	デマンドバスについてはどうか。
事務局	デマンドバスは交付金事業ではない。
岡崎委員長	お金の問題は頑張ってくださいということでお願いしたい。
益田委員	デマンドバスの利用状況はホームページに載っているか。
事務局	デマンドバスの利用状況はアンケート結果に載っている。
益田委員	デマンドバスが運行しているということは分かるが、利用状況等が知りたい。
事務局	担当部署の交通対策室がどこまで検証しているか分からないが、何らかのか

事務局	たちで利用状況をお示しできるかと思う。次年度も日吉地区、八木地区で実施する予定で、検証をふまえて実施するという話を聞いている。現時点で課題点をどこまで取りまとめているか把握していない。 福祉計画については、庁舎内で推進委員を設け、現行の計画の総括的なこと、優先事業についても現状どうなのか、課題はどこにあるのか、そのあたりは職員で一度整理をし、次年度、計画をつくる際に総括としてお示したいと思っている。
岡崎委員長	ほかに意見、質問はないか。 災害時要援護者台帳整備事業について、記載されているのは対象者の6割ぐらいだということだが、なぜ6割の人しか登録されていないのか背景、理由について説明いただきたい。
事務局	独居老人の方も含めた対象者の6割程度しか台帳上の記載はない。現状、一人暮らしのお年寄りでも元気な方も多く、自分でできるからいい、ということで台帳に載せなくてもいいという方もおられる。身体障害者の方や、知的障害者、精神障害者の方も含めて記載をお願いしているが、多くを占めるのが高齢者の方である。元気な高齢者の方で台帳に載せることを希望しない人を除くと、6割となっている。
下司委員	手挙げ方式を取っているということだが、どういう方がおいでになるのかすべて把握できていない状況のなかで、台帳に載せない方を増やすのは仕組みとして大変難しい。そのへんをどうしていくかということを考えるべきである。すべての方がきちんと趣旨を理解したうえで私は載せなくていいと言っているのか、そのへんがはっきりしないという問題もある。「個人情報保護法」の関係もあり難しい。
事務局	手挙げ方式になっているため、誓約書が届いた方のみの登録になるわけだが、やはりなかには市から封書が来ても内容が理解できないとか、封も開けずに放ったらかしになっている方もおられる。そういったことがないようにと事務局としても考えて、民生委員の方に未申請の方のリストをお渡しし、登録忘れがないか声をかけてほしいとお願いして登録率のアップに努めている。そうした対策をしたうえで登録が6割にとどまっていることをご理解いただきたい。
岡崎委員長	そのほか質問、意見はないか。不明点等あれば、のちほどでも結構なので、事務局までお寄せいただきたい。 南丹市として、災害時要援護者の避難支援プランを策定していくことが重点

事務局	課題の一つに入っている。この取り組みについて事務局より説明いただく。 災害時要援護者避難支援プランについて説明する。これについては、いま説明があったように、重点プロジェクトのなかで地域防災を切り口とした地域福祉活動の推進のなかの行政側の取り組みとして、社協と連携し、防災マップや帰宅支援マップ、要援護者避難支援マニュアルなどを作成し、災害時の対応方針をつくるという項目がある。それに基づき支援マニュアル、いわゆる避難の支援プランを策定するというところで、今年度、社会福祉課で取り組みを進めている。業者を選定し、そこに委託するかたちではあるが、現状としては関係者、各種団体からヒアリング等をし、課題点等把握したなかで、そのとりまとめを行っている。実際には、これを整文化したうえで、皆さんにお示しし、ご意見をうかがいたいと考えている。いまはまだそこまで作業が進んでいないため、どのようなものを想定しているかということを含めて説明だけさせていただき、次回委員会までには素案を示したうえで、皆さんにご意見をうかがいたい。 資料3の1をご覧ください。これは一般的な災害時の要援護者避難支援プラン、国がモデル的に計画として示しているものである。どのようなものかご理解いただきたい。3.11の東日本大震災をはじめとし、先般も紀伊半島でも大雨による災害があった。そうしたときに避難に時間を要する災害時要援護者の被災が目立っている。そうしたことをふまえて、災害時の要援護者が円滑かつ迅速に避難するための支援体制を整えておくことが重要である。各地域において高齢者や障害者など、災害時に避難する際、支援が必要となる人を特定し、その一人一人について災害時に誰が支援して、どこの避難所に避難させるかということを決める避難支援プラン（個別プラン）を策定する必要がある。 そのためには、日ごろから障害者、高齢者、関係施設等の場所や在宅の障害者の状況の把握に努め、災害発生時には適切かつ速やかにニーズに沿った対策をしていく必要があるということで、計画をつくるということになっている。本市における災害時の要援護者の避難支援対策については、基本的な考え方や進め方を計画、プランのなかで明らかにしようとしていくものである。 2. 災害時の要援護者避難支援プランの対象者について書いている。これは1番から8番までであるが、要援護者支援プランにもとづき台帳を作成していくわけだが、南丹市においてはその台帳が先行している。それは対象者も含めて、民生児童委員に協力いただくなかで、台帳の策定を進めている。必要な方にお配りしている。 3. 災害時の要援護者情報の収集、共有について、南丹市では災害時の要援護者支援台帳整備事業実施要綱に基づいて情報収集に取り組んでいるということで、民生児童委員による同意方式と手挙げ方式を基本にしながら取り組んでいる。市で作成した要援護者台帳及び対象者の家のマップも含めて関係機関に配布している。配布先は、園部消防署、同各出張所、南丹市消防団、同各師団、各部、京都府の南丹警察署、南丹市の社会福祉協議会、同各支所、また南
-----	--

	丹市の民生児童委員、地域の自治区の役員、区長、美山であれば各振興会、八木であれば南地区自治会等に配付している。また、関係機関ということで、社会福祉課、総務課、高齢福祉課、各支所の健康福祉課、各支所の地域総務課でも担当している。このようなかたちで関係機関が情報を共有しながら、災害時にあたるというかたちをとる。 4. 避難支援体制、国が示しているのは、市役所内に横断的な組織として災害時の要援護者支援班を設けるということである。市では防災計画を定めて、災害時の対応等もマニュアル化していくことを考えているが、そのなかにも具体的な対応としてこういった内容を織り込んでいくということで、今後、このプランを策定していくなかで、総務課とも調整しながら委員会とは別に市の防災会議の方にもかけて、内容の精査をする。 5. 避難準備情報、避難勧告・指示等の発令・伝達方法を記載していくということで、一つ目には、情報伝達ルートをどうするか。二つ目には、情報伝達手段、どういったかたちで障害をお持ちの方や要援護者の方にお伝えするか。三つ目には情報伝達責任者ということで、誰がどういったかたちで情報を伝達していくかということも示す必要がある。 6. 洪水・土砂災害・津波・高潮ハザードマップ等の整備・活用方法ということで、これについては南丹市の方で 21 年 3 月に各家庭にハザードマップを配付しているが、要援護者、特に福祉避難所等も含めた位置付けができていないため、そういったことも含めて、どういったかたちでハザードマップを改定していくかを含めた位置付けを明示する必要がある。 7. 避難誘導の手段・経路等について、実際に、要援護者の方が災害で避難をする際にどういった確認が必要かということ。 8. 避難所における支援方法ということで、トイレやスロープを含めた避難所における支援対策、福祉避難所の指定ということで、先般、新聞に京都府下の福祉避難所の指定状況が出ていたが、南丹市ではまだ指定ができていない。これについてもプランを策定するなかで、防災計画との整合性をはかりながら、位置付けを検討していきたいと考えている。 9. 要援護者避難訓練の実施については、避難するには日ごろの努力が必要であるということである。 10. 避難支援プラン（個別計画）の策定の進め方について、実際には、プランはマニュアル的な部分になるが、実際の災害が起こったときには、各地域で区長や民生児童委員、ふれあい委員、消防団の方、関係者の方を入れて、いわゆる要援護者、例えば、車いすの方がおられたら、車いすの方をどのように避難させるかとか、難病の方がいらっしゃったらどのように避難させるかとか、いろいろな具体的な個別事例が出てくる。それが各地域のなかで実際に取り決めをしていただくなり、対策を考えていただかなければならないが、そういったことにつなげるための個別計画への策定方法を示す項目をプランに盛り込みたいと考えている。
--	--

	いま防災をテーマに市の担当が各地域を回っているが、昨日も園部の社会福祉協議会の地域懇談会に出席した。そのなかでも個別計画の話が出ていた。どのように進めていくかという意見もあった。プランができあがりしだい説明に回り、各地域で計画の策定をお願いしたいと考えている。 概要は以上であるが、実際に南丹市で考えているのは資料3の2になる。まだ目次しかなく、肉付けができていないので十分に説明はできないが、流れだけ説明する。 第1章、基本的な考え方について、構成、整備方針等も含めて関係機関との役割等も明記したい。第2章で要援護者情報の把握、共有ということで、リストは作成中であるが、対象者の6割しか掲載されていないので、そのあたりの対応策も含めて整理をしたい。リストの管理方法について、情報の更新方法も含めて明確にしていきたい。第3章では、避難構造の要支援者の個別計画の策定をどのようなかたちで作成していったらいいかということを示したい。第4章では、避難誘導、安否確認の体制の整備ということで、避難支援の実施体制、市と地域と各種施設とボランティアとの連携を含めた位置付けをし、どのように情報伝達していくか。3つ目には、要援護者の避難支援方法、車いすの方への対応、視覚障害者の方への対応といった個別のケースに携わって、そのあたりも明確にしていきたい。 避難支援訓練について、10月2日に南丹市では全体的な防災訓練をしているが、実際に要援護者の方がいた場合どうなるのかといったことが、昨日の懇談会でも出ていた。実際に要援護者の方の避難について訓練している地域もあるということである。まだできていない地域もあり、そのへんで全体的に広げていく方法も含めて示していきたい。また、未確認情報の収集体制なども含めたものを明記し、そのあと第5章では、避難所等における支援体制ということで考えている。3.11の東日本大震災のときも、聴覚障害者の方は何が起こっているのかまったく理解できなかったという。そういう方に向けて文字で表示することも必要である。そういったことも含めた支援体制もある。難病を抱えておられる方であれば、個別に態勢が必要となる。一方で、福祉避難所についても、どういうかたちで設けていったらいいのかということで、運営も含めた内容を明示したい。こういった内容でとりまとめをはかっているので、ボリュームが大きくなるかもしれないが、次回までには皆さんにお示しさせていただき、それに対してのご意見をお聞きしたいと思っている。
岡崎委員長	いま国の示している要援護者の避難支援プランの概要と南丹市としてのプランを目次の段階であるが説明いただいた。これに関してご質問、ご意見はあるか。プランそのものを議論するのはこの委員会だけか。
事務局	関係機関と詰めて12月中には文章にし、それを案としてパブリックコメントにかけながら、当委員会にも次回会議でお諮りする予定である。あらためて、

	それをもとに 2 月の防災会議でも諮る予定である。
岡崎委員長	目次、国の計画の中身についても、不十分な点、問題点、こういうことがもっと大事ではないかという点があれば出していただきたい。
樋口委員	民生児童委員の役割について、10 月の訓練の際、民生児童委員としてどういう役割を担うのかという説明がまったくなかった。私の地域の委員から、今度防災訓練があるが、民生児童委員としてどういうことをしたらいいかという問い合わせもあった。消防団の人については、それなりの伝達が行っていると思うが、もし避難するなら地域の方や対象者に声を掛けるぐらいでいいんじゃないかというぐらいしか言えなかった。訓練の場合でも、もう少し具体的に役割を示していただきたい。
事務局	たしかに防災訓練においては民生児童委員の位置付けができていなかったと思う。実際には要援護者を救援する段階では、地域においては区長が全体的な把握をするなかで、民生児童委員、ふれあい委員、関係者、ボランティア、地域のなかで位置付けをしていただいたうえで、各地域で援護が必要な方をどのように避難させるかということの重要な役割を持っていたかなければならないと思っている。この計画のなかで位置付けをし、お世話いただきたい。
下司委員	地域には民生委員や、ふれあい委員、消防団、区長がいるが、地域によって、私たちが命を守るんだという盛り上がりにはばらつきがあるように思う。すべて行政から地域に下りてきた支援プランにプラスして、地域が自分たちはどうするんだというプランを立てることを行政として指導していかなければ足並みが揃わないだろう。進んでいないところと進んでいるところの格差がどんどん出てきているように感じる。向こう三軒両隣からスタートしたプランにしなければならぬと思う。
岡崎委員長	地域も考えてつくっていく必要があるということか。
下司委員	要援護者台帳に手を挙げたら何とかしてくれるだろうという意識の地域と、隣のおじいちゃんおばあちゃんを訪ねなければならない、民生児童もこの人を何とかしないといけないと台帳に関係なく、それぞれが気にしながら動いている地域とではかなり差がある。行政が地域を指導しながら盛り上げていかなければ足並みそろわない。
船越委員	もちろん避難も大事だが、情報が一番大事だと思う。情報があつてはじめて逃げられるし、助けに行ける。例えば、夜の 12 時、1 時に災害が起こったらどんな連絡方法を予定されているのかとあちこちで質問している。日吉町であ

	れば無線がある。美山町も無線に入っている。資料にはテレビと書いてあるが、そんな夜中にテレビを見ている人はいない。やはり拡声器で町内に流す方法も一つである。要援護者台帳は必要だと思う。われわれも作成に協力した。情報が大事である。いかに早く助けにいくか。そのへんをもっと検討してほしい。防災会議があるので、その席上で発言いただきたい。情報が入らなければ動くことができない。援護者台帳と同時に、むしろ情報の伝達方法を先に進めるべきだと思う。
西田委員	昨日、社協と地域の懇談会に出たときに、要援護者の誘導や救助は大事だが、正確な情報が入ってはじめて動くことができるという指摘があった。市として市民に正しい情報を伝えられるよう体制を整えてほしい。そのうえで視覚障害者、聴覚障害者、身体障害者、いろいろな障害を持った方に対して情報を伝えていくのが基本だと思う。いまは欲しい人にしか与えられていない。 平成 22 年度に休園施設の検討という項目があるが、休園施設だけではなく、使われていない施設がたくさんあるので、それも地域福祉のためにどのように使うかお聞かせ願いたい。 避難してきたけれども、トイレや水の問題など、使うための整備がされていなかったら意味がないとも思うし、そういうことにも配慮したうえで要援護者の避難や救護について検討してもらわなければならないと思う。
岡崎委員長	休園した施設を防災に活用できないかということと、緊急時に災害を確実に伝える方法についてご意見をいただいた。
事務局	情報伝達について、台風や大雨などの災害が想定される場合、最初に警戒本部から情報が出て、それから対策本部というかたちで情報が回っていく。河川が増水して危険な状態になったり、土砂災害の危険がある場合、京都府のホームページに災害情報が出される。まず避難勧告、それから避難指示、避難メールとなっていく。その情報については、まず災害対策本部が立ち上がると、消防団もそれぞれ待機をするというかたちになり、順次、団長を通じて、各地区の消防団にも連絡がいくし、区長にも連絡がいく。ケーブルテレビでも放送する。夜中早朝は個別に行政から区長なり消防団を通じて地区に連絡が伝わるというシステムになっている。もちろん防災無線も利用しながら連絡をするというかたちとなっている。
岡崎委員長	取り組みに対する地域的な格差があるので、各地域での取り組み方に仕掛けがあるのではないかとということと、情報について、休園中の施設を災害時に活用することにならないかという意見があった。
事務局	これまで台帳整理に取り組んできたが、地域においても取り組みに差がある

事務局	かと思うので、要援護者の避難支援プランを作成し、それを説明していきたい。それと同時に地域福祉の考え方の啓蒙を含めて進めていかないと、このプロジェクトの説明だけでは足りないのではないかと考えている。そのへんも併せて取り組んでいきたい。 情報提供については、広報と話をしながら今回の地域福祉計画の見直しのなかでもできるかどうか、そのへんも具体的に検討していきたい。 空いた施設の活用については、市の検討課題に入っている。福祉のために活用することができるよう、十分意見を出していきたいと思っている。 避難支援プランというのは、あくまでも地元で計画をつくっていただくための指針のようなものである。これで何もかもが解決するような計画ではない。これをもとに各地区の要援護者を把握し、その方々にいかに避難していただくかというプランを地元でつくるための指針的なプランであるという位置付けである。地域で具体的なことを考えて、盛り上げていただき、計画をつくるというイメージである。
下司委員	それは分かっている。ただ、行政から出た計画書通りにやりなさいよといっても難しい。それを誰かが後押ししなければならない。私の地域でもものすごく心配している。災害が起こったときどうするんだと。まずはリーダーがなかなか育たない。誰か後押しをしてやれば進んでいくと思う。いつ起こるか分からない災害に備えて、みんなが協働して、市もおしりをたたきながらいかないとレベルは上がらないし、そろわない。ほったらかしになることが出てくると思う。それを心配している。地域に耳の遠い、ほとんど寝たきりの方がいる。民生委員も災害が起こったときにそこに行けるかといったら行くことができない。消防団であっても、何か起こったときにどうするんだという、地域の細かい問題について計画プランをつくらなければならないが、そういうことを一つ一つ整理をしながら、指導していくとか、引っ張って行かないとやっぱり地域が一斉に立ち上がって足並みが揃うかというところはいかない。非常に難しい問題である。そういう意味で申し上げた。
岡崎委員長	もっと強力にやらなければならないということだ。
事務局	園部の社会福祉協議会懇談会でも、民生児童委員より、担当している方が 30 人も 40 人もいるので、災害時に要援護者の救助を果たして一人でできるのかという問題提起があった。市としては、指針のようなかたちで示すが、実際に各地域では、皆さんの知恵を拝借しながら、それぞれの地域でどのような取り組みをしていくのが一番望ましいかということで議論を進めたいと考えている。 それとは別に、防災無線についても問題提起されたが、日吉には以前からあ

	るし、八木と美山は合併してから整備された。園部はどうなっているのかということだった。担当課で検討しているが、ケーブルテレビだけでは心許ない。特に要援護者に対する情報伝達をどうするのが問題であり、大きな課題である。 それから、市は各地域の公民館を一次避難所としているが、もし要援護者を受け入れるのであれば、身体障害者用のトイレなどの問題も出てくる。それとは別に、そこの建物が老朽化しており、耐震構造が十分ではない。市役所も含めてそうではあるが、そういう状況で本当に大丈夫なのかという問題も提起されていた。市としてもそのあたりについては課題として認識はしているが、なかなかいっぺんに全部整備することができないので、防災会議等にも諮りながら進めていかざるを得ない。来年度以降、地域に下ろしていくなかで、お互いに知恵を出し合いながら検討させていただきたいというのが実情である。
山内委員	市内の小学校、中学校が避難場所になると思うが、耐震化されていないところが相当ある。そのあたりも今後の大きな課題かと思う。協議を進めていただきたい。
事務局	学校の校舎、体育館について優先的に耐震化している。順次、整理、改修している。その次、幼稚園、保育所という順番で行っている。避難所になっているのに耐震化ができていないところも実際にあるが、順次、進めているところである。
樋口委員	いま痛切に感じているのが原子力発電所の事故についてである。もし原子力発電所で事故が起こったら、地域をあげて避難しなければならない状況になる。そういう場合に、どのようなかたちで避難するのか真剣に考えている、市としてはどのようにお考えか。
事務局	これまで避難の対象は EPZ で 20 キロ圏域が対象だったのが、今度は UPZ というかたちで 30 キロ圏域へ拡大された。そうすると西方面の一部を除いた美山町全域が範囲内となる。南丹市全員が避難しなければいけないため、原発に対応した防災計画をいま立てているところである。要援護者の避難先としては、身障者対応のトイレや手すりが整備され、段差のない施設に避難していただく必要があるので、そういったことも含めて集団で避難する計画の素案を作成する予定である。
岡崎委員長	ほかに意見、質問はないか。
西田委員	私は園部の八木に近いところに住んでいるが、地域に消防団があっても、遠方に勤務している人が多いため日中に何か起こってもすぐにはかけつけられ

岡崎委員長	ず、なかなか地域の役に立つことができないということで、役員が話し合いをしている。まず、地域、隣近所がどのような防災体制をとっているか知ることが大事だということを痛感している。 これから防災計画を詰めていくということなので、注文等あればお出しいただきたい。
海藻委員	先日、南丹市で一斉の避難訓練があったが、そのときに私の区では、防災無線で避難の合図を流したいということで市役所に申し入れをしたが、無線は使わないでほしいということだったため、組長からの電話連絡で避難した。せっかく防災無線があるのに使えないのはなぜか。 私の住んでいる地域には消防団を退団したOBでつくっている自衛消防団というものがある。いざというときには地域にいる人で対応できるよう、訓練などしている。そういうものも大事だと思う。
岡崎委員長	一つ注文がある。私が非常に問題視しているのは、国の対象者設定が、生活実態と合っていないということである。一定のラインを設けないと要援護者の把握ができないというのは分かるが、療育手帳A判定の人がすべて要援護者とされるのは実態と合っていない。例えば、要介護1でも動けない人もいる。あるいは腰を抜かす人もいる。療育手帳Aではないから配慮しなくていいとは限らない。国の対象者の設定は、既存の制度に合わせて線引きしている。要配慮者イコール要援護者ではない。例えば、妊婦というのはどうなるかという、国の説明では「その他」に入っているということだが、そうするとその他が膨大になる。海の側に住んでいる方で、歩くことはできるけれども走ることでできない人は要援護者である。しかし、そういうことは想定されていない。山の中では、いくら歩けるといっても、平地で都会にいる高齢者とはまったく状況が違う。要援護者は、地域の地形によって変えていく必要がある。また、季節によってもまったく違う。美山の夏と冬では状況はまったく違う。要配慮者、要援護者の対象設定のイメージをしっかりとっておくべきである。 防災無線について、時間によって状況は違う。誰もが出勤する前の早朝と真っ昼間とでは状況が大きく違う。家族と同居していても、昼間独居の方だと一人で避難が不可能な場合がある。要は、さまざまな事態を想定して対策を立てなければ有効な計画にはならない。 個々人の取り組みについて、例えば、障害のある方は避難して1週間たつと薬がなくなったり、何の薬を飲んでいたか分からなくなることが起こる。例えば、投薬リストをビニール袋などに入れておいておけば、水害の際にも見ることができる。そのように個々人の状況に応じて準備していただくものがいくつかある。聴覚障害者でも、小さなホワイトボードを用意しておくなど、細かく設定が必要である。個人レベルで準備いただくことはかなりある。そう

	いう準備のあるなしで、避難後の状況がまったく違う。そのへんも視野に入れていただきたい。 福祉避難所が問題になると思うが、仮に、公的施設のトイレで和式の場合、和式の上に乗せるタイプの洋式便座を準備すればよい。和式トイレしかない、身障者の方はトイレを控えるようになり、水を摂らなくなる。そうすると脱水症状が起こったり、症状が悪化したりする。トイレに関しては、人の遠慮が大きくある。そういうことを考えないと災害後の健康も左右する。大がかりなことはできなくても、着手できることには着手いただきたい。 関係機関について、例えば、コンビニエンスストアの災害時の対応や事業所等でできる対応もあると思う。 南丹市は非常に広い。役所までが遠い地域もあり、そういうところは直後の支援が送れてしまう。仮にいま災害が起こった場合、南丹市役所にいる人が美山に帰れるかといったら帰ることができない。先ほど自助、共助という話が出たが、自助、共助を持つための手立てをもう少し丁寧に考えないと、自力でしろといわれてもできないものはできない。広域であることもふまえて、具体的なことを考えていかないと有効なものにはならないと思う。そのあたりも考慮に入れながら進めていただきたい。 地域でこの計画を受け止めて、進めていくためには仕掛けが必要だという意見があったが、何らかの仕掛けなり考えて実行していただきたい。
長野委員	弱者の立場で言いにくい、民生児童委員の方々が非常に心配されている課題については、支援ネットワーク会議等の会議で各地区の代表と民生児童委員が一緒に入って検討していただき、地域に下ろしていただきたい。私も美山に住んでいるが、冬場は身動きできないような状況である。それはやむを得ない問題であるが、そういう問題も含めて地域ごとの課題をふまえて一緒に対策を立てていただきたい。また、南丹市全域を対象として、末端まで行き渡るような計画の策定をお願いしたい。消防団の話も出ていたが、例えば、限界集落になると消防団員が一人もいない集落もある。地域の特性を把握するような連絡会議にするのが望ましいと思う。
岡崎委員長	委員のご意見をふまえて策定いただきたい。協議事項の重点プロジェクトと災害時要援護者避難支援プランについてはこれで終わりたい。 続いて今後の予定について事務局より説明いただきたい。
事務局	今後の予定について、資料4の策定スケジュール案をご覧ください。地域福祉計画推進委員会については、本日、避難支援プランの骨格と素案、計画の進捗状況について重点プロジェクトに基づいたものを示した。本計画については、平成24年度をもって今期の計画が終わり、25年度から次期計画ということになるので、24年度の1年かけて、次期計画の策定に向けて動き出さな

	ればならない。本日の会議が終わったら、12月から来年の3月にかけて市役所内に庁内の作業チームということで、担当者レベルでのチームを立ち上げて、本計画の進捗状況や課題、本日お出しいただいた意見も出したうえで課題の洗い出し作業と検証をし、本計画の総括事務を進めていきたいと考えている。 4月以降になると、策定委員会的なものと作業部会というかたちで具体的なものを立ち上げながら、早々に計画の検証作業等、総括した内容を吸い上げたかたちで市民アンケートやヒアリングを実施していく。ワークショップの開催も計画している。地域の現状と課題の把握と抽出、方向性を整理した内容を盛り込んだかたちの計画策定に向けて24年度中かけて内容を確認し、年明けにはパブリックコメントというかたちで素案を示し、4月から実施できるようなかたちで進めていきたいと考えている。 推進委員会については、来年1月に2回目を開催し、避難支援プランの素案を示すことを考えている。そちらについても具体的な中身を盛り込んだかたちとなるので、そちらをあらためて委員さんの意見を求めていきたい。平成24年3月にはプランが完成するというかたちで考えている。24年度になると地域に下ろし、説明をすることを考えている。具体的な内容については、これから検討していこうと考えているので、現時点ではおおまかな内容の説明しかできないが、こういったかたちで策定に向けて進めていきたいと考えている。
岡崎委員長	全体を通して何か意見はあるか。
下司委員	策定スケジュールについてお願いがある。今年度、社会福祉協議会では大々的にエネルギーとお金を遣って市民の福祉に関するアンケートを実施した。現在、集計中であるが、そのアンケート結果も検討、反映していただきたい。そして、またアンケートを採るならば、そのアンケートを補完するようなかたちにしていただきたい。アンケートを採った以上、アンケート結果に対してきちんと責任が取れるのか、そういう態勢があるのか。アンケート結果に対してどうするかというフィードバックがなかなかできていないのが実際である。アンケートを採るのは構わないが、重々、そのへんのことを吟味して、何のためのアンケートなのかということをきちんと整理をして進めていただきたい。
岡崎委員長	社協のアンケートが現在集計中ということなのでそちらも活用してほしいということである。あまり二度、三度と同じようなアンケートが来るのもよくないので、検討いただきたい。
河田委員	資料を見て感じたことだが、この地域福祉計画は非常に多岐にわたっているが、今日の審議会では災害の避難支援プランに特化していたように思う。この委員会は福祉に関しての全体的な、いわゆる集約的すべき立場、頂点に立っているものではないか。逆に、防災部門でももう少し煮詰めて検討し、あげられるも

事務局	のではなかろうかと感じた。 また、策定スケジュール案には重点プロジェクトの1番しか入っていないようだが、ネットワークの取り組みなどほかの項目は含まれないのか。 要援護者の避難支援プランについては、福祉計画のなかで位置付けをし、行政として取り組んでいるということで、その内容について、委員会でも意見を聞きたいということで提示している。スケジュール等については、それをしていくというのではなく、いま冊子でお渡ししたもの、これが南丹市の地域福祉計画ということで、平成24年度が最終年度のため、改定しなければならない。4つの重点プロジェクトも含めて、次の5年間でこういったプロジェクトをつくっていくかということも含めて全体的な計画をつくっていくことになる。そのスケジュールということで理解いただきたい。 実際に地域の課題、各種団体も含めて出席いただいているので、地域のなかで地域福祉を推進していくためにこういった課題があるのか、防犯の立場から、消防の立場から、それらも含めてご提示いただくなかでこの計画のなかに盛り込んでいただけたらと考えている。
岡崎委員長	かなり範囲が広い計画なので、今回は防災にしぼって議論するという設定だったかと思う。そのへんが事前に十分お伝えすることができておらず、申しわけなかった。地域福祉計画というのは全体的なプランなので、全体的にはすべてを点検評価する必要性があると思っている。ほかに意見はないか。このプラン自体は総合的なものなので、計画最終段階では、全体的な点検評価なり、議論をいただきたいと思っている。今回は避難支援について重点的に議論したので不十分なところがあったかと思うが、全体的なことについては次回、意見をいただければと思っている。委員会はこれで終了とする。
事務局	事務局より連絡事項をお伝えする。今回、あらたに委員としてお世話になる委員さんのうち、一部の方については封筒の中に報酬等の振り込み口座の指定用紙を入れているので、該当の方については記入いただき、今月中に返送いただくか、社会福祉課もしくは各支所の健康福祉課まで提出いただきたい。 それでは、閉会にあたり田中副委員長よりあいさついただく。
田中副委員長	非常に寒いなか、公私ともに忙しいなか、地域福祉計画推進委員会にご出席たまわりありがとうございます。短時間でしたが、非常に広範囲にわたる貴重なご意見をたまわりありがとうございます。今後はまだまだ見直し及び検証作業を進めていくが、さらに突っ込んだご意見等たまわり、次なる計画への段階として進んでまいりたいと思いますので、皆さま方のさらなるご指導、ご協力をたまわりますようお願い申しあげて、委員会閉会あいさつとさせていただきます。どうも本日はありがとうございました。

事務局	ありがとうございました。以上をもちまして終了させていただきます。 (終了)
-----	--